⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加に必要な資格を持たない者の行った入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　上記２の要件を満たした入札者で、本会が作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Masaki Nishino, Section Manager of Customer Service Contract Section of Customer Service Department, Japan Racing Association.
⑵　Classification of the products to be procured : 14, 28
⑶　Nature and Quantity of the products to be purchased : The complete set of notebook-sized personal computer.
⑷　Delivery period : As shown in the tender documentation
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation
⑹　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A
⑺　Time limit of tender : By October 10 2013
⑻　Contact point for the notice : Customer Service Contract Section, Customer Service Department, Japan Racing Association Roppongi Office, 6―11―1 Roppongi Minato-ku, Tokyo 〒106―8401 Japan tel 03―3591―5251

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 25 年８月 21 日
支出負担行為担当官
沖縄防衛局長　武田　博史
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47
○第３号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　嘉手納㉕管理棟（659）新設建築工事
⑶　工事場所　嘉手納飛行場内
⑷　工事内容　本工事は、嘉手納飛行場内における以下の施設の整備に係る建築工事一式を行うものである。
ア　管理棟（ＲＣ－２／延べ面積8,230㎡）
イ　屋根付き積み荷デッキ（ＲＣ－１／延べ面積706㎡）
ウ　自転車置場（ＲＣ－１／延べ面積21㎡）
エ　チラー置き場一式（２ヶ所）
オ　変電設備置き場一式（２ヶ所）
カ　ゴミ置き場一式（４ヶ所）
⑸　工期　平成27年７月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約8,440㎥、鉄筋約1,220ｔ、ガラス約220㎡
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては沖縄防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年８月21日付支出負担行為担当官沖縄防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から嘉手納㉕管理棟（659）新設建築工事に係る特定建設工事共同企業体として資格認定通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
⑶　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,000点以上であること。
⑷　単体又は特定建設工事共同企業体代表者は、平成10年度以降に、建築一式工事として次に掲げる①の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体代表者以外の構成員は、平成10年度以降に建築一式工事として次に掲げる②の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
①　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で２階建て以上１棟当たりの延べ面積5,000㎡以上の建物新設工事を施工した実績を有すること。
②　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で２階建て以上１棟当たりの延べ面積2,500㎡以上の建物新設工事を施工した実績を有すること。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下、「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員は、次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は平成10年度以降に、上記⑷①に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は平成10年度以降に、上記⑷②に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
エ　東日本大震災により避難を余儀なくされた方（平成23年３月11日時点で、岩手、宮城、福島の３県に居住されていた方）を主任技術者又は監理技術者に配置する場合にあっては、契約締結日の前日までにおいて入札参加者と直接的な雇用関係にある者であること。
⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。